

○セキュリティトークン 特定口座内保管上場株式等移管事項証明書 兼 一般口座移管連絡票

特定口座/一般口座

租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項の規定に基づき、提出元証券会社（乙）が提出先証券会社（甲）に対し、次の事項を証明する書類として、当書面を送付いたします。

記載事項	記載欄	記載上の注意
送付日		(YYYYMMDD)
提出先証券会社名（甲）		
提出先証券会社名(証券会社コード)		半角数字
提出元証券会社名（乙）		
提出元証券会社名(証券会社コード)		半角数字
顧客情報（住所）		
顧客情報（氏名）		
顧客情報（生年月日）		(YYYYMMDD)
移管予定年月日①		1：日付指定 2：可能な限り早い日
移管予定年月日②		(YYYYMMDD)
移管元（渡方）情報（部支店コード）		
移管元（渡方）情報（口座番号）		
移管先（受方）情報（部支店コード）		
移管先（受方）情報（口座番号）		
全部移管・一部移管（同一銘柄については全て移管）の別		1 半角数字 1：全部 2：一部
移管理由の別		半角数字 1：証券会社変更 2：相続/贈与/遺贈 3：その他

セキュリティトークンの明細（明細欄が足りない場合は、Excelの行数を増やしてご対応ください）

種類	銘柄ID（progmatic） / トークンアドレス（ibet for Fin）	銘柄名	数量	取得の日	取得価額	全部/一部	提出先証券会社 記載欄 受入可否

提出先証券会社 記載欄

記載事項	記載欄	記載上の注意
権利者ID（progmatic）		
ibetアドレス（ibet for Fin）		名義登録実施の完了を確認すること (移管先証券会社にて移管先の口座の名義登録が完了していない場合、E-Primeで移管先口座の名義情報が認識できなくなってしまうため)

提出元証券会社への連絡事項（売却制限等の制約事項・移管指定日の不都合がある場合はその旨を記載）

<留意事項>

1. 「全部移管・一部移管（同一銘柄については全て移管）の別」

「全部移管・一部移管（同一銘柄については全て移管）の別」の記載については、上記証明書を商品毎に異なる様式で作成している場合には、商品毎に全部移管・一部移管を判断する（例えば、外国株式と外国投資信託を特定口座で保有する顧客から受けた移管依頼の内容が、外国株式については全部、外国株式投資信託については一部である場合は、投資信託の証明書には「一部移管」、株式の証明書には「全部移管」と記載する。）。

一方、商品の区別なく上記証明書を全商品共通の様式としている場合には、特定口座内保管上場株式等全体として全部移管・一部移管を判断する（前述の例の場合には、特定口座内保管上場株式等の一部の移管となるため、「一部移管」と記載する。）。

2. 相続上場株式等（贈与・相続・遺贈）移管事項証明書の全部/一部欄

相続上場株式等（贈与・相続・遺贈）移管事項証明書の全部/一部欄には、当該移管が贈与に伴うものである場合には、銘柄毎に、当該移管に係る同一銘柄の上場株式等の全部が移管されるのか一部が移管されるのかを記載すること。